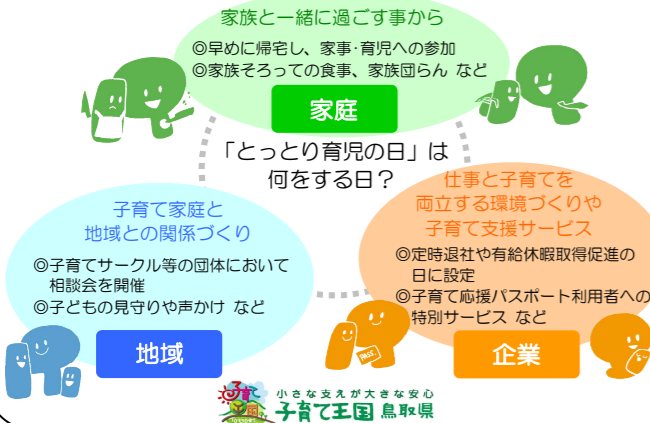


毎月19日は「とっとり育児の日」

県民一人ひとりが、「家庭」・「地域」・「企業」で子育てを積極的に進めていく機運を高めるきっかけとするため、毎月19日を「とっとり育児の日」としています。(平成22年9月に制定)



イクボス・ファミボスの推進

鳥取労働局長と県知事は、県内経済団体等のトップとともに、平成27年6月「イクボスとっとり共同宣言」を行いました。今後は、育児はもちろんな介護しながら働き続けることができる職場環境づくりも担う「イクボス・ファミボス」を推進していきます。

イクボスとっとり共同宣言

私は、長時間労働の削減、柔軟な働き方の推進などの働き方改革を通じて、部下の仕事と家庭の両立を応援する「イクボス」となります。
また、自らも鳥取の豊かな自然に親しみ、家族や地域を大切にワーク・ライフ・バランスの実践者として、人生を思いっきり楽しみます。
県内各地の企業や団体に「イクボス」を増やし、その取組を広げ、男女がともに働きやすい鳥取県を目指し、全力で取り組めます。

平成27年6月3日

思いやりで人を育み、企業の活力アップ!!

取れていますか？有給休暇

年次有給休暇の計画的付与制度を活用しましょう!!

<年次有給休暇の計画的付与制度とは>

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。これを年次有給休暇の計画的付与制度といいます。

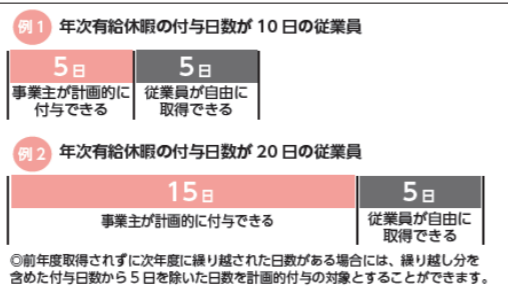
<年次有給休暇の計画定期付与制度の活用による効果>

年次有給休暇の計画的付与制度を導入している企業は、導入していない企業より年次有給休暇の平均取得率が5.3ポイント(平成26年)高くなっており、この制度の導入は年次有給休暇の取得促進に有効であると考えられています。また、この制度は前もって計画的に休暇取得日を割り振るため、労働者がためらいを感じることなく年次有給休暇を取得することができます。

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

週所定労働日数	1年間の所定労働日数(※)						
	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日
3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日
2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	7日
1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日

※ 週以外の期間によって労働日数が定められている場合



2週間程度の長期休暇制度を導入しましょう

長期休暇制度導入は難しいとお考えではありませんか。問題点と対応策をQ&A形式でまとめました。

【問題点1】製造部門のようにラインを止めるなど、会社を一斉に休みにすることができないのですが・・・

会社全体で一斉休暇が難しくければ、休暇期間が重複しないよう、班別・グループ別に交替で休ませる、もしくは従業員個別に長期休暇を付与しましょう。

【問題点2】従業員が長期休暇を取ると、周りに迷惑が掛かるのですが・・・

突発的に長期休暇を取得すると周りに迷惑をかける可能性があるため、あらかじめ従業員一人ひとりの長期休暇を組み込んだ年間の業務計画を作成し、誰がいつ長期休暇を取得するかについての情報を共有しましょう。

引用:厚生労働省「労働時間等見直しガイドライン」活用の手引



なぜ「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)が大事なのでしょう?

- 人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実状況にある。
- 共働き世帯が増加する一方で、働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応しきれていない。
- 「ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現に取り組み、人材育成や公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。
- 人口減少時代において有能な人材確保が重要であり、ワーク・ライフ・バランスの推進はその可能性を高めるものである。

出典:「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」

そうですよね。でも?

どういう取組をしたらいいのかわからない・・・

コストがかかるんじゃないだろうか。休んだ分は生産性が落ちるから、他の誰かがやらないといけない・・・

育児休業、介護休業を取得させたいが、従業員に対する助成は何かないだろうか・・・

そんな皆様を応援するために!

鳥取労働局・鳥取県が実施している仕事と生活の調和に関する各種制度をご案内します



仕事と生活の調和に取り組む事業主・労働者の皆様を応援します!!

～ワーク・ライフ・バランスに関する援助・助成等の窓口を紹介します～

30年度 NEW!

- 仕事・生活 両立のための職場環境整備
- 仕事と生活の両立しやすい職場環境を作りたい
- 育児・介護制度の促進
- 女性の活躍促進
- 育児・介護休業制度の促進を図りたい
- 女性の活躍推進に取り組みたい
- 育児・介護中の給付・資金援助
- 育児・介護休業中の生活資金の援助・給付を受けたい
- 労働時間の管理
- 仕事と生活の調和のとれた労働時間管理を進めたい、働き方改革を進めたい
- 健康管理・健康保持増進
- 健康確保対策を充実させたい
- 取組のPR
- 仕事と生活の調和への取組を広くPRしたい

<p>①企業との連携による家庭教育推進事業</p> <p>保護者である従業員が子育てしやすく、また、すべての従業員が子どもたちを健やかに育てる地域活動に参加しやすい職場環境づくりに自主的に取り組んでいただける企業と協定を締結し、企業における取組のPRや家庭教育に関する研修等講師を派遣するなどの支援を行います。</p>	<p>②職場環境改善支援事業(労務管理改善助言事業)</p> <p>鳥取・倉吉・米子の県下3地区に中小企業労働相談所(みなくる)を設置し、労働に関する様々な相談に対応します。また、事業所等(労働組合も含む。)において、メンタルヘルスやハラスメント防止等、職場環境改善に向けた社内研修を実施される際に、講師を派遣します。</p> <p>▶ 社内研修へ無料で講師を派遣します</p>	<p>③働き方改革支援コンサルタント派遣事業</p> <p>社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、働きやすい職場を作るための休暇制度の整備、就業規則の改正や、生産性向上のための組織・仕組みづくり等を支援します。(鳥取県男女共同参画推進企業又は認定申請の予定企業、鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業は特に手厚い支援が受けられますので、お問合せください。)</p> <p>▶ 派遣回数は1事業所につき原則1対応・3回程度、5回を上限としますが、女性活躍パワーアップ企業は2対応が可能です</p>	<p>⑤鳥取県版経営革新総合支援事業(働き方改革型)</p> <p>⑥働き方改革応援資金(企業自立サポート融資)</p> <p>県内の中小・小規模事業者が実施する、企業内保育所やテレワーク就業環境整備、バリアフリー改修、ITやクラウドシステムの導入といった働き方改革の取組を公募し、モデルとなる事業に補助金を交付し支援します。(補助上限200万円、補助率2/3、10件程度)また、従業員の労働環境改善に資する取組(運転資金及び設備導入資金、直接的に収益につながるものを除く)に対する融資制度を創設し、資金調達を支援します。(限度額3,000万円、融資期間10年以内(据置2年を含む)、融資利率年1.43%、保証料率年0.23~0.68%)</p>		
<p>⑦両立支援等助成金</p> <p>①出生時両立支援コース:男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、男性労働者に出産後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主や育児目的休暇を導入し男性労働者に利用させた事業主に助成します。</p> <p>②介護離職防止支援コース:仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、「介護支援プラン」を作成し、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に助成します。</p> <p>③育児休業等支援コース:【育児取得時・職場復帰時】「育児復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得・職場復帰させた中小企業事業主に助成します。【代替要員確保時】育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主に助成します。【職場復帰後支援】法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入・運用した中小企業事業主に助成します。</p> <p>④再雇用者評価処遇コース:妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復帰でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に助成します。</p> <p>⑤女性活躍加速化コース:女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して目標を達成した事業主に支給します。</p>		<p>⑧企業ファミリーサポート休暇等取得促進奨励金</p> <p>常時雇用する男性労働者(不妊治療休暇は女性労働者も対象)に、下記の休暇・休業等を取得させた労働者数100人以下の事業主に奨励金を支給します。</p> <p>①育児参加休暇(特別休暇・産後休暇でも可):配偶者の産前・産後休業期間中に子の養育のための2日以上の特別休暇(有給)。原則、時間単位での休暇取得が可能であることが条件。</p> <p>②育児・介護休業:連続5日以上の育児休業、介護休業。休業取得者の現職等への復職が条件。</p> <p>③介護休暇:家族の介護のための2日以上(有給)。</p> <p>④短時間勤務:子育てや介護のための6ヶ月以上の短時間勤務。</p> <p>⑤不妊治療休暇(プレマニティ医療休暇):労働者が、不妊治療行為のために取得する1日もしくは半日単位の特別休暇(有給)。</p> <p>▶ ①~④については対象となる労働者1人につき、10万円支給。申請は1回限り(ただし併用可)。②は経済的支援があれば10万円加算。⑤は1万円/1日、5千円/半日、1人あたり6万円/年度上限、3年度まで。</p>	<p>⑨働き方改革促進体制整備事業</p> <p>事業所が従業員の育児・介護休業等取得を機に業務分担や人員配置など社内体制の見直し、生産性向上を図るのに併せて新たな従業員を正規雇用する際の必要経費(研修講師謝金等教育に関する経費、机・制服等備品の調達に関する経費)を支援します。(上限30万円、補助率10/10)</p>	<p>⑩雇用均等指導員</p> <p>女性の活躍促進や、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定や認定、セクシュアルハラスメント防止対策の取組や相談、マタニティハラスメントに関する相談、育児・介護休業規定整備や、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定や認定に関する相談を無料で行っています。</p>	
<p>⑪育児・介護休業者生活資金支援事業</p> <p>育児・介護休業者に生活資金を融資し、子どもを生み育てやすい環境及び家族の介護を行いやすい環境を整備するとともに、企業の人材定着と確保を促進します。</p> <p>▶ 従業員個人に対する融資</p>		<p>⑫育児休業給付</p> <p>雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者が、1歳(保育所における保育の実施が行われない等の場合は1歳6か月)未満の子を養育するために育児休業を取得して賃金が一定水準を下回った場合に支給します。</p> <p>▶ 育児休業時の賃金が一定水準(80%未満)を下回った場合に支給</p>	<p>⑬介護休業給付</p> <p>雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者が、要介護状態にある対象家族を介護するために介護休業を取得して賃金が一定水準を下回った場合に支給します。</p> <p>▶ 介護休業時の賃金が一定水準(80%未満)を下回った場合に支給</p>		
<p>⑭時間外労働等改善助成金</p> <p>労務管理用機器や労働能率の増進に資する設備・機器(小売業のPOS装置など)の導入・更新により、次の取組を行う中小企業主に対して、実施に要した費用の一部を助成します。</p> <p>①時間外労働上限設定コース:限度基準(月45時間、年360時間等)を超える36協定を締結している中小企業事業主が、労働時間を短縮して限度基準以下の上限設定を行う。(受付は12月3日まで)</p> <p>②勤務間インターバル導入コース:過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向け、勤務間インターバル(勤務終了後次の勤務まで一定時間以上の休息時間を設けること)を導入を行う。(受付は12月3日まで)</p> <p>③職場環境改善コース: i 年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減の取組を行う。 ii 労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間の特例措置対象事業場が、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とする。(受付は10月1日まで)</p> <p>④団体推進コース:事業主団体等が事業計画で定める時間外労働の削減又は賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、労働者を雇用する傘下の事業主の2分の1以上に対しその取組又は取組結果を活用する。(受付は8月31日まで)</p> <p>▶ 助成額は①が上限150万円、②が上限50万円、③が上限150万円(iiは50万円)、④が上限原則500万円</p>		<p>⑮時間外労働等改善助成金(テレワークコース)</p> <p>終日在宅またはサテライトオフィスで就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、テレワーク用通信機器の導入・運用などの実施に要した費用の一部を助成します。(受付は12月3日まで)</p> <p>▶ 助成額は1企業あたり上限150万円又は1人あたり20万円</p>	<p>⑯働き方・休み方改善コンコンサルタント</p> <p>働き方改革への助言や労働時間、年次有給休暇制度などの労務管理に関するご相談を無料で承ります。</p> <p>▶ 企業へ訪問するほか、職員研修の講師も承ります。</p>	<p>⑰働き方改革サポートオフィス鳥取</p> <p>就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。</p> <p>▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。</p>	<p>⑱キャリアアップ助成金(正社員化コース)</p> <p>就業規則等の制度に基づき、有期契約労働者・派遣労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員等に転換または直接雇用した事業主に支給します。 ※他のコースもあります。</p> <p>▶ 事前にキャリアアップ計画を作成し、労働局長の認定を受ける必要があります。</p>
<p>⑲鳥取産業保健総合支援センター</p> <p>企業の産業保健関係者を対象に、専門相談員による相談対応や研修会を無料で開催しています。また、事業場に個別に訪問し、メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援制度の導入などに関する支援・援助、管理監督者・若年労働者へのメンタルヘルス教育などを無料で行います。企業・事業場が行う産業保健活動(小規模事業場のストレスチェックや産業医活動、職場環境改善計画、心の健康づくり計画)の費用などを助成します。</p> <p>▶ 専門家が事業場の産業保健やメンタルヘルス対策を支援します</p>		<p>⑳地域産業保健センター</p> <p>労働者数50人未満の事業場を対象に、登録産業医による健康診断の結果についての意見聴取や長時間労働者・ストレスチェックの高ストレス者に対する面接指導を無料で行います。また、事業場への個別訪問として、登録産業医や登録保健師による労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に関する相談対応や産業保健指導、労働衛生工学専門員による職場環境改善指導などを無料で行います。なお、労働者からの健康相談にも応じます。</p>		<p>㉑二次健康診断等給付</p> <p>定期健康診断の結果、脳・心臓疾患に関連する①血圧、②血中脂質、③血糖、④腹囲又は肥満の4つすべての項目について異常の所見があるとき、年1回、無料で二次健康診断や特定保健指導が受けられます。</p> <p>▶ 二次健康診断が無料</p>	
<p>㉒男女共同参画推進企業認定制度</p> <p>㉓輝く女性活躍/パワーアップ企業登録制度</p> <p>男女共同参画の推進に理解と意欲のある企業等を「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定、さらに女性活躍のための自主宣言・行動計画を策定し、人材育成や環境整備に取り組む企業を「輝く女性活躍/パワーアップ企業」として登録し、その取組を広く紹介します。</p> <p>▶ 企業の姿勢を評価</p>		<p>㉔次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度</p> <p>次世代育成支援対策として取り組む内容を定めた「一般事業主行動計画」を策定し、届け出た企業のうち、当該計画を達成する等の認定要件を満たした実績をもって、「次世代育成支援に取り組んでいる企業」として鳥取労働局長の認定を受けられる制度です。また、認定を受けた企業のうち、特に優良な企業については特例認定を受けられます。</p> <p>▶ 取組の実績により認定</p>		<p>㉕女性活躍推進法に基づく認定制度</p> <p>女性の活躍推進の取組内容を定めた「一般事業主行動計画」を策定し、届出を行った企業のうち、評価項目ごとに定められた基準を満たした場合「女性活躍推進企業」として鳥取労働局長の認定を受けられる制度です。</p> <p>▶ 評価項目を満たす項目数に応じて認定</p>	

- ### 窓口・お問い合わせ先
- ①鳥取県教育委員会事務局 小中学校課
鳥取市東町1-271 (TEL 0857-26-7521)
 - ②③⑨⑩鳥取県商工労働部雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター
鳥取市東町1-220 (TEL 0857-26-7662)
 - ④②③鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局女性活躍推進課
鳥取市東町1-220 (TEL 0857-26-7792)
 - ⑤⑥鳥取県商工労働部企業支援課
鳥取市東町1-220 (TEL 0857-26-7242, 7453)
 - ⑦⑭鳥取労働局雇用環境・均等室(企画担当)
鳥取市富安2-89-9 (TEL 0857-29-1701)
 - ⑧鳥取県福祉保健部 子育て王国推進局子育て応援課
鳥取市東町1-220 (TEL 0857-26-7148)
 - ⑩⑭⑯⑲⑳鳥取労働局雇用環境・均等室(指導担当)
鳥取市富安2-89-9 (TEL 0857-29-1709)
 - ⑫⑬公共職業安定所(ハローワーク)
・ハローワーク鳥取
鳥取市富安2-89 (TEL 0857-23-2021)
・ハローワーク倉吉
倉吉市駄経寺町2-15 (TEL 0858-23-8609)
・ハローワーク米子
米子市末広町311 イオン米子駅前店4階 (TEL 0859-33-3911)
・ハローワーク米子根雨出張所
日野郡日野町根雨349-1 (TEL 0859-72-0065)
 - ⑮テレワーク相談センター
東京都千代田区神田駿河台1-8-11 (TEL 0120-91-6479)
 - ⑰働き方改革サポートオフィス鳥取
鳥取市富安1丁目152SGビル4F (TEL 0800-200-3295)
 - ⑱鳥取労働局職業安定部職業安定課
鳥取市富安2-89-9 (TEL 0857-29-1707)
 - ⑲鳥取産業保健総合支援センター
鳥取市扇町115番1 鳥取駅前第一生命ビルディング6階 (TEL 0857-25-3431)
 - ⑳地域産業保健センター(東部、中部、西部)
鳥取市富安1丁目75 鳥取県東部医師会館内 (TEL 0857-29-2255)
倉吉市旭田町18 鳥取県中部医師会館内 (TEL 0858-23-2651)
米子市久米町136 鳥取県西部医師会館内 (TEL 0859-22-3570)
 - ㉑鳥取労働局労働基準部労災補償課
鳥取市富安2-89-9 (TEL 0857-29-1706)

※ **30年度 NEW!** が付いている制度・助成金は平成30年度に新規に設置されたもの、又は助成額・助成対象が拡充されたものです。各制度は平成30年6月1日現在のものです。制度は内容変更の場合がありますので、必ずお問い合わせ先にお確かめください。